

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

19 建築住宅分科会

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
104	020101	市町村営住宅(家賃)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。
105	020103	市町村営住宅(敷金)	合併後に統一	越路町、小国町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
106	030101	市町村営・県営住宅(入居者の資格)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
107	030201	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
108	020102	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
109	020104	市町村営住宅(駐車場使用料)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
110	020201	県営住宅(家賃)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
111	020203	県営住宅(敷金)	合併後に統一	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
112	020202	県営住宅(家賃の減免方法等)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
113	020204	県営住宅(駐車場使用料)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
114	020301	改良・単独住宅(家賃)	現行どおり	現行どおりとする。
115	020303	改良・単独住宅(敷金)	合併後に統一	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
116	030102	改良・単独住宅(入居者の資格)	現行どおり	現行どおりとする。
117	030201	改良・単独住宅(入居者の選考方法)	現行どおり	現行どおりとする。
118	020302	改良・単独住宅(家賃の減免方法等)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
119	020304	改良・単独住宅(駐車場使用料)	合併後に統一	長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
120	030301	公営住宅等維持管理費用の負担区分	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
121	040101	勤労者住宅建設資金融資制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
122	040401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
123	040102	住宅建設助成制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、中之島町及び三島町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。
124	040103	克雪住宅整備事業補助金	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
125	040201	特定優良賃貸住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
126	040202	高齢者向け優良賃貸住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
127	040203	公営住宅法借上住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																										
1 9 建築住宅			0 2 公営住宅等の状況			0 1 市町村営住宅			0 1 市町村営住宅 (家賃)																																																										
長岡市			中之島町			越路町																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西蔵王</td> <td>2K</td> <td>1,400</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td>2DK~3LDK</td> <td>23,400</td> <td>52,400</td> </tr> <tr> <td>稲葉</td> <td>2K・4K</td> <td>4,900</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>希望が丘</td> <td>2K・3K</td> <td>9,800</td> <td>22,400</td> </tr> <tr> <td>昭和</td> <td>3K・3DK</td> <td>12,700</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>中島</td> <td>2K</td> <td>11,400</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>宮栄</td> <td>3DK</td> <td>15,900</td> <td>27,200</td> </tr> <tr> <td>川崎</td> <td>3DK</td> <td>17,300</td> <td>30,900</td> </tr> <tr> <td>松葉</td> <td>3K</td> <td>15,900</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>土合</td> <td>2LDK・3LDK</td> <td>27,900</td> <td>52,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	西蔵王	2K	1,400	4,100	上除	2DK~3LDK	23,400	52,400	稲葉	2K・4K	4,900	15,800	希望が丘	2K・3K	9,800	22,400	昭和	3K・3DK	12,700	25,200	中島	2K	11,400	19,000	宮栄	3DK	15,900	27,200	川崎	3DK	17,300	30,900	松葉	3K	15,900	26,400	土合	2LDK・3LDK	27,900	52,700	なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ丘団地</td> <td>1DK~3LDK</td> <td>13,700</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>来迎寺住宅</td> <td>3DK</td> <td>14,300</td> <td>23,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000	来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																
西蔵王	2K	1,400	4,100																																																																
上除	2DK~3LDK	23,400	52,400																																																																
稲葉	2K・4K	4,900	15,800																																																																
希望が丘	2K・3K	9,800	22,400																																																																
昭和	3K・3DK	12,700	25,200																																																																
中島	2K	11,400	19,000																																																																
宮栄	3DK	15,900	27,200																																																																
川崎	3DK	17,300	30,900																																																																
松葉	3K	15,900	26,400																																																																
土合	2LDK・3LDK	27,900	52,700																																																																
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																
もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000																																																																
来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700																																																																
三島町			山古志村			小国町			課題 調整方針案																																																										
なし			なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町第1住宅</td> <td>3DK</td> <td>16,100</td> <td>26,800</td> </tr> <tr> <td>新町第3住宅</td> <td>3DK</td> <td>24,100</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>上岩田住宅</td> <td>2DK・3DK</td> <td>17,700</td> <td>40,500</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	新町第1住宅	3DK	16,100	26,800	新町第3住宅	3DK	24,100	40,000	上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。 なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。</p>																																										
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																
新町第1住宅	3DK	16,100	26,800																																																																
新町第3住宅	3DK	24,100	40,000																																																																
上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500																																																																

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	01 市町村営住宅	03 市町村営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町		
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	家賃の3か月分	敷金の額が各市町村で異なっている。 県営住宅の基準は、家賃の3か月分である。	越路町、小国町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	03 公営住宅等の管理	01 公営住宅等の入居者資格	01	市町村営・県営住宅(入居者の資格)
長岡市	中之島町	越路町		
次の条件を満たすこと 同居親族要件 なし 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、当市の「住宅困窮度判 定基準」に基づいて判定を行う。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。	なし	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、町長の判断により決定 する。	長岡市は「住宅困窮度判定基準」を定めている が、他の市町村は定めていない。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年 度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19	建築住宅	03	公営住宅等の管理	02	公営住宅等の入居者の選考	01	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)
長岡市		中之島町		越路町			
(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて諮問機関(長岡市住宅対策委員会)の答申を受けたうえで、入居順位を付けて入居希望者を登録する。 (3)入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。		なし		(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人を待機者として登録する。 (3)入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入居者として決定するが、困窮要件により優先させる場合もある。			
三島町		山古志村		小国町		課題	調整方針案
なし		なし		(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を町で行なう。 (3)入居者の決定 入居資格を満たしていれば、基本的に入居できる。		入居希望者の審査、登録方法や入居者の決定方法が各市町村で異なっている。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	01 市町村営住宅	02 市町村営住宅(家賃の減免方法等)	
長岡市	中之島町	越路町		
1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ 県の基準の内容 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。 入居者又は同居者の疾病又は傷害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。 2 根拠規定 ・長岡市営住宅条例 ・長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要綱	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ 2 根拠規定 ・越路町営住宅条例 ・町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ 2 根拠規定 ・小国町営住宅条例		長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																			
19 建築住宅			02 公営住宅等の状況			01 市町村営住宅			04 市町村営住宅(駐車場使用料)																			
長岡市			中之島町			越路町																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金(月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上除</td> <td>2,700</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>土合</td> <td>4,500</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料金の算定基準は県の基準のとおり</p> <p>消雪設備なし (除雪は入居者が行う)</p>	団地名	使用料金(月額)	全区画数	上除	2,700	138	土合	4,500	12	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金(月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ丘</td> <td>3,000</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>来迎寺</td> <td>3,000</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備あり</p>	団地名	使用料金(月額)	全区画数	もみじ丘	3,000	30	来迎寺	3,000	7								
団地名	使用料金(月額)	全区画数																										
上除	2,700	138																										
土合	4,500	12																										
団地名	使用料金(月額)	全区画数																										
もみじ丘	3,000	30																										
来迎寺	3,000	7																										
三島町			山古志村			小国町			課題																			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	<p>駐車場使用料の算定方法が各市町村で異なっている。</p>	<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。</p>																		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																													
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	01 県営住宅(家賃)																																																													
長岡市	中之島町	越路町																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">稽古町</td> </tr> <tr> <td>2DK・3LDK</td> <td>23,000</td> <td>52,600</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西神田</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>6,400</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td colspan="3">稲葉</td> </tr> <tr> <td>2K～4DK</td> <td>7,700</td> <td>36,200</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上除</td> </tr> <tr> <td>2DK～3LDK</td> <td>24,900</td> <td>52,100</td> </tr> <tr> <td colspan="3">寿</td> </tr> <tr> <td>3K・3DK</td> <td>12,700</td> <td>23,400</td> </tr> <tr> <td colspan="3">土合</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>14,700</td> <td>27,300</td> </tr> <tr> <td colspan="3">宮栄</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>16,100</td> <td>26,700</td> </tr> </tbody> </table>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	稽古町			2DK・3LDK	23,000	52,600	西神田			2K	6,400	10,700	稲葉			2K～4DK	7,700	36,200	上除			2DK～3LDK	24,900	52,100	寿			3K・3DK	12,700	23,400	土合			3DK	14,700	27,300	宮栄			3DK	16,100	26,700	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">県営本条</td> </tr> <tr> <td>3LDK</td> <td>15,500</td> <td>25,800</td> </tr> </tbody> </table>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	県営本条			3LDK	15,500	25,800		
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
稽古町																																																																
2DK・3LDK	23,000	52,600																																																														
西神田																																																																
2K	6,400	10,700																																																														
稲葉																																																																
2K～4DK	7,700	36,200																																																														
上除																																																																
2DK～3LDK	24,900	52,100																																																														
寿																																																																
3K・3DK	12,700	23,400																																																														
土合																																																																
3DK	14,700	27,300																																																														
宮栄																																																																
3DK	16,100	26,700																																																														
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
県営本条																																																																
3LDK	15,500	25,800																																																														
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案																																																												
なし	なし	なし	なし	県の制度であり、調整不要。																																																												

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	03 県営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町		
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	敷金の額が各市町村で異なっている。 県営住宅の基準は、家賃の3か月分である。	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	02 県営住宅(家賃の減免方法等)	
長岡市	中之島町	越路町		
県の基準による。 県の基準の内容 収入月額が減額基準に該当するとき。 疾病又は傷害により長い間(概ね半年程度)療養する必要があり、そのための支出を収入から差し引けば、収入月額が減額基準に該当するとき。 災害により容易に復旧できない損害を受け、そのための支出を収入から差し引けば、収入月額が減額基準に該当するとき。	なし	県の基準による。		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		県の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	04	県営住宅(駐車場使用料)															
長岡市	中之島町	越路町																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 20%;">全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稽古町</td> <td style="text-align: center;">4,600</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td style="text-align: center;">2,700</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </tbody> </table> <p>稽古町団地 消雪設備あり</p> <p>上除団地 消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	稽古町	4,600	60	上除	2,700	24	なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 20%;">全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営本条</td> <td style="text-align: center;">2,400</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	県営本条	2,400	12		
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																	
稽古町	4,600	60																	
上除	2,700	24																	
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																	
県営本条	2,400	12																	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案															
なし	なし	なし		県の制度であり、調整不要。															

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																													
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	01 改良・単独住宅(家賃)																																																													
長岡市	中之島町	越路町																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">稲葉(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">昭和団地1号棟(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">昭和団地2号棟(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中島団地1号棟(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中島団地2号棟(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">松葉団地1号棟(改良)</td> </tr> <tr> <td>2K</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">柿(単独)</td> </tr> <tr> <td>3K</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	稲葉(改良)			2K	4,000	4,000	昭和団地1号棟(改良)			2K	5,500	5,500	昭和団地2号棟(改良)			2K	6,000	6,000	中島団地1号棟(改良)			2K	7,500	7,500	中島団地2号棟(改良)			2K	7,500	7,500	松葉団地1号棟(改良)			2K	8,000	8,000	柿(単独)			3K	5,500	5,500	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">こしじハイツ(単独)</td> </tr> <tr> <td>3LDK</td> <td>13,200</td> <td>21,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>家賃は公営住宅法の規定による。</p>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	こしじハイツ(単独)			3LDK	13,200	21,800		
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
稲葉(改良)																																																																
2K	4,000	4,000																																																														
昭和団地1号棟(改良)																																																																
2K	5,500	5,500																																																														
昭和団地2号棟(改良)																																																																
2K	6,000	6,000																																																														
中島団地1号棟(改良)																																																																
2K	7,500	7,500																																																														
中島団地2号棟(改良)																																																																
2K	7,500	7,500																																																														
松葉団地1号棟(改良)																																																																
2K	8,000	8,000																																																														
柿(単独)																																																																
3K	5,500	5,500																																																														
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
こしじハイツ(単独)																																																																
3LDK	13,200	21,800																																																														
*家賃は条例により規定																																																																
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三島町町営住宅1号棟(単独)</td> </tr> <tr> <td>4DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">三島町町営住宅2号棟(単独)</td> </tr> <tr> <td>4DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">三島町町営住宅3号棟(単独)</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">三島町町営住宅4号棟(単独)</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	三島町町営住宅1号棟(単独)			4DK	30,000	30,000	三島町町営住宅2号棟(単独)			4DK	30,000	30,000	三島町町営住宅3号棟(単独)			3DK	30,000	30,000	三島町町営住宅4号棟(単独)			3DK	30,000	30,000	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団地名</th> </tr> <tr> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">新町第2住宅</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	団地名			住宅形式	最低家賃	最高家賃	新町第2住宅			3DK	50,000	50,000	市町村が独自に建設した住宅であるため、住宅の設置目的が異なっている。 家賃の算定方法が各市町村で異なっている。	現行どおりとする。																		
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
三島町町営住宅1号棟(単独)																																																																
4DK	30,000	30,000																																																														
三島町町営住宅2号棟(単独)																																																																
4DK	30,000	30,000																																																														
三島町町営住宅3号棟(単独)																																																																
3DK	30,000	30,000																																																														
三島町町営住宅4号棟(単独)																																																																
3DK	30,000	30,000																																																														
団地名																																																																
住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																														
新町第2住宅																																																																
3DK	50,000	50,000																																																														

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	03 改良・単独住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町		
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
家賃の1か月分	なし	なし	敷金の額が各市町村で異なっている。 県営住宅の基準は、家賃の3か月分である。	越路町の基準に統一する。ただし、合併年度は 現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	03 公営住宅等の管理	01 公営住宅等の入居者資格	02 改良・単独住宅(入居者の資格)	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 改良住宅 次の要件を満たすこと 同居親族要件 住宅地区改良法の規定による。 収入要件 住宅地区改良法の規定による。 住宅困窮要件 住宅地区改良法の規定によるが、住宅困窮の度合いについては、本市の「住宅困窮度判定基準」に基づいて判定を行う。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。 (2) 単独住宅 改良住宅の場合と同じ ただし、新規入居希望者は受け付けていない。	なし	(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 市町村営・県営住宅の場合と同じ 次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 ・1年以上の入居を希望するもの (三島町町営住宅等管理運営規則による) ・単身世帯は不可	なし	(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 次の条件を満たすこと 小国町に住所を有する者及び小国町に居住することを希望する者で所得が別に町長が定める基準に該当する者 現に同居し又は同居しようとする親族がある者 (小国町営特定公共賃貸住宅条例による)	長岡市は「住宅困窮度判定基準」を定めているが、他の市町村は定めていない。 市町村が独自に建設した住宅であるため、入居資格が異なっている。	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	03 公営住宅等の管理	02 公営住宅等の入居者の選考	02	改良・単独住宅(入居者の選考方法)
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 改良住宅 市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ 公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて諮問機関(住宅対策委員会)の答申を受けたうえで、入居順位を付けて入居希望者を登録する。 入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。 (2) 単独住宅 新規入居希望者は受け付けていない。	なし	(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ 公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人を待機者として登録する。 入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入居者として決定するが、困窮要件により優先させる場合もある。		
三島町	山古志村	小国町	課	題
(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居申請書により、入居希望者として登録 入居者の決定 入居希望者が多数のときは、抽選により決定	なし	(1) 改良住宅 なし (2) 単独住宅 市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ 公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居資格の審査を町で行なう。 入居者の決定 入居資格を満たしていれば、基本的に入居できる。	市町村が独自に建設した住宅であるため、入居希望者の審査、登録方法や入居者の決定方法が各市町村で異なっている。	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	02	改良・単独住宅(家賃の減免方法等)
長岡市	中之島町	越路町		
1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ 県の基準の内容 家賃の減免 入居者が疾病又は障害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。 家賃の徴収猶予 と同じ 2 根拠規定 ・ 長岡市営住宅条例 ・ 長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要綱	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ 2 根拠規定 ・ 越路町営住宅条例 ・ 町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ 2 根拠規定 ・ 小国町営特定公共賃貸住宅条例	家賃の減免方法が各市町村で異なっている。	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業										
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	04 改良・単独住宅(駐車場使用料)										
長岡市	中之島町	越路町											
なし	なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 60%;">全区画数</th> </tr> <tr> <td>こしじハイツ</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 5px;">消雪設備あり</td> </tr> </table>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	こしじハイツ	3,000	12	消雪設備あり				
団地名	使用料金 (月額)	全区画数											
こしじハイツ	3,000	12											
消雪設備あり													
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 60%;">全区画数</th> </tr> <tr> <td>三島町営住宅</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>カーポートがついているため、除雪の必要はない。</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	三島町営住宅	3,000	4	なし	なし	<p>駐車場使用料の算定方法が各市町村で異なっている。</p>	<p>長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。</p>			
団地名	使用料金 (月額)	全区画数											
三島町営住宅	3,000	4											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19 建築住宅		03 公営住宅等の管理		03 公営住宅等の建物の維持管理		01 公営住宅等維持管理費用の負担区分等	
長岡市		中之島町		越路町			
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は市が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ガラスの取り替え、流し等の排水管の詰まり修繕等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修繕 共同施設の使用又は運営 通路、排水溝の清掃、外灯・エレベーターの電気料等</p> <p>(2) 退去の際の修繕 床・天井・内壁の改修等は市が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ふすま・障子の張り替え等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>		なし		<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。 消耗品類、入居者が破損した部分の修繕は入居者負担</p> <p>(2) 退去の際の修繕 畳の表替え、ふすま、障子の張替え 入居中破損した部分の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>			
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。ただし住宅及び設備の軽微な修繕料は、入居者の負担とする。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 原状を変更した場合における原状の回復 破損、汚損による建具、壁、付属家具等の修復</p>		なし		<p>(1) 維持管理 建物・設備は町が行う。(過失により破損した場合は入居者)。消耗品類や排水詰まり等は入居者。共同スペースの消耗品類等は団地が負担する。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 内部を入念に清掃のうえ、畳表・襖・障子の張り替えを入居者負担で行う。</p>		<p>退去時の風呂釜、浴槽の撤去に関する扱いについてトラブルが多い。</p> <p>退去時の畳の表替え等の費用負担や、修繕の方法が各市町村で異なっている。</p>	
						調整方針案	
						長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	01 住宅建設の助成制度の状況	01	勤労者住宅建設資金融資制度
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 制度の名称 長岡市勤労者住宅建設資金融資制度 (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。(給与所得者のみ対象) (4) 計画戸数 年間30件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することで、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。(新潟県労働金庫のみ取扱) ・貸付金額は、50万円以上で1,000万円までとし年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還の期間は、25年以内の元利均等月賦償還とする。	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	取扱金融機関との預託方式による協調融資を実施しているため、そのペイオフ対策及び過年度融資実行分の原資補填方法等の調整が必要。	長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
19 建築住宅	04 住宅政策	04 危険住宅の移転	01 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金

長岡市	中之島町	越路町														
<p>(1) 名称 長岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金</p> <p>(2) 補助金交付要綱の有無 有り</p> <p>(3) 趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者に、補助金を交付するもの</p> <p>(4) 補助金の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>経費区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>・危険住宅の除脚等に要する経費</td> <td>78万円/戸</td> </tr> <tr> <td>・危険住宅に代わる住 建物</td> <td>310万円/戸</td> </tr> <tr> <td>宅の建設(購入)に要する経費</td> <td>土地を含む場合 406万円/戸</td> </tr> </table> <p>補助率：国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>	経費区分	補助限度額	・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸	・危険住宅に代わる住 建物	310万円/戸	宅の建設(購入)に要する経費	土地を含む場合 406万円/戸	なし	なし						
経費区分	補助限度額															
・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸															
・危険住宅に代わる住 建物	310万円/戸															
宅の建設(購入)に要する経費	土地を含む場合 406万円/戸															
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案												
なし	<p>(1) 名称 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金</p> <p>(2) 補助金交付の根拠 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金交付規則</p> <p>(3) 目的 地すべり地域で地すべり災害発生等による住民の人身及び財産の危険を未然に防止する。</p> <p>(4) 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>交付の対象となる者</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td>危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>解体移転</td> <td>危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転</td> <td>危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり、引方するもの</td> <td>90万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>交付対象者は、地すべり防止法の規定による地すべり防止区域内の住宅で、県知事と協議しなければならない住宅、又は法適用以外の危険区域の住宅で、県知事の認定を得た住宅の居住者とする。</p>	種別	交付の対象となる者	補助限度額	新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円	解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円	引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり、引方するもの	90万円	<p>(1) 名称 がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>(2) 制度の実施 昭和51年4月</p> <p>(3) 制度の目的 がけ地の崩壊等恐れのある区域より危険区域外に住宅の移転を行う場合に補助金を交付(がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱)</p> <p>(4) 制度の概要 危険住宅の除脚及び建設に要する経費 限度額 除脚に要する経費 780千円 限度額 建設に要する経費 4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円) 補助率 国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>	なし	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
種別	交付の対象となる者	補助限度額														
新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円														
解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円														
引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり、引方するもの	90万円														

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	01 住宅建設の助成制度の状況	02 住宅建設助成制度	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 制度の名称 長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度 (2) 制度の実施 昭和58年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。 (4) 計画戸数 年間130件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することにより、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上1,000万円までで、年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還期間25年間、元利均等毎月償還	(1) 制度の名称 中之島町住宅建設資金融資制度(利子補給) (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 住宅を建設しようとして、自己資金の不足する者のうち一定の資格要件を備えた者に対して資金を融資することにより持家の促進と町内住宅建築関連業界の振興を図る。 (4) 計画戸数 年間3件程度 (5) 制度の概要 町内に居住をするための住宅を建設(増築含む)をしようとする人を対象に、取扱金融機関で融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上400万円まで。年利率3.8%(固定)のうち2分の1を町で利子補給。 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1) 制度の名称 三島町住宅建設促進利子補給金制度 (2) 制度の実施 昭和63年4月 (3) 制度の目的 三島町内に住宅を新築する人、又は町内に建設するハウスメーカーの新築住宅を購入される人を対象に、持家の促進を図る。 (4) 計画戸数 年間3件程度 (5) 制度の概要 三島町が取扱金融機関に利子補給 ・貸付金額は、50万円以上で600万円までで、その融資金額に対する年利率の2%を利子補給 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還	なし	なし	各市町において、原資預託や利子補給等、制度の内容に差異がある。 取扱金融機関との預託方式による協調融資を実施している場合、そのペイオフ対策及び過年度融資実行分の原資補填方法等の調整が必要。	長岡市の制度に統一する。なお、中之島町及び三島町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	01 住宅建設の助成制度の状況	19	克雪住宅整備事業補助金
長岡市	中之島町	越路町		
なし	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	(1) 制度の名称 克雪住宅環境整備支援事業・協調整備 (2) 制度の実施 平成13年4月 (3) 制度の目的 多雪地域の克雪住宅の集団整備及び融雪化 (4) 計画戸数 年間15戸程度 (5) 制度の概要 住宅の融雪化に係る直接工事費の1/3以内で補助金を交付。(その他は1/4) 限度額 融雪式 44万円 限度額 その他 33万円	(1) 制度の名称 克雪住宅環境整備支援事業・協調整備 (2) 制度の実施 平成13年4月 (3) 制度の目的 多雪地域の克雪住宅の集団整備及び融雪化 (4) 計画戸数 年間35戸程度 (5) 制度の概要 住宅の融雪化に係る直接工事費の1/3以内で補助金を交付。(その他は1/4) 限度額 融雪式 44万円 限度額 その他 33万円		県の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	02 賃貸住宅の助成制度の状況	01	特定優良賃貸住宅制度
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 制度の名称 特定優良賃貸住宅制度 (2) 制度の実施 平成14年4月 (3) 制度の目的 中堅所得者の居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給拡大を図る。 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく制度) (4) 目標 平成17年度まで40戸 (5) 重点 民間の建設する優良な賃貸住宅の階段・廊下等の共同施設整備建設費の補助、及び、近傍同種家賃と基準や家賃との差額補助を行う。	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	現在、当該制度の認定権限を有するのは長岡市だけであるため、新市域全体として捉えた場合の住宅政策としての整合性、供給対象者、対象地域、民間活力の導入方法等について、再検討する必要がある。	国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	02 賃貸住宅の助成制度の状況	02	高齢者向け優良賃貸住宅制度
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 制度の名称 高齢者向け優良賃貸住宅制度 (2) 制度の実施 平成14年4月 (3) 制度の目的 高齢社会の進展するなか、増加する高齢者単身、夫婦世帯の居住の安定を図るため民間賃貸住宅の供給を活用し、高齢者の身体機能に対応した設計、設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅ストックの形成を促進する。 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく制度) (4) 目標 平成17年度まで60戸 (5) 重点施策 民間の優良な賃貸住宅の階段・廊下等の共同施設整備費の補助、及び、近傍同種家賃と基準家賃との差額補助を行う。	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	現在、当該制度を創設しているのは長岡市だけであるため、新市域全体として捉えた場合の住宅政策としての整合性、供給対象者、対象地域、民間活力の導入方法等について、再検討する必要がある。	国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	02 賃貸住宅の助成制度の状況	03 公営住宅法借上住宅制度	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 制度の名称 公営住宅法借上住宅制度 (2) 制度の実施 平成14年4月 (3) 制度の目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を市が借上げ、これを公営住宅として住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸又は転貸することにより市民の生活の安定を図る。 (公営住宅法平成8年改正に基づく制度) (4) 目標 平成17年度まで20戸 (5) 重点施策 民間の賃貸住宅の階段・廊下等の共同施設整備費の補助、借上げ、及び、近傍同種家賃と基準家賃との差額補助を行う。	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	現在、当該制度を検討しているのは長岡市だけであるため、新市域全体として捉えた場合の住宅政策としての整合性、供給対象者、対象地域、民間活力の導入方法等について、再検討する必要がある。	国の制度であり、調整不要。